

# ★平成 25 年 2 月消費生活相談速報 《チーム但馬》★

## 契約してえへんもんは、してえへん(個人事業主編)!

### ◎悪質な送りつけ被害が個人事業主さんにも発生しています。

個人事業主の契約は原則クーリング・オフなど消費者のための制度が利用できませんが、契約の覚えがなければ請求に応じる必要はありません。詳細は『処方箋第46号』をご覧ください。

### ◎注文していないのに送りつけられる健康食品のトラブルが依然多発しています。但馬地域でも2月はさらに17件の相談がありました。

「2～3ヶ月前に注文を受けた健康食品を代金引き換えで送ります」と、突然見知らぬ業者から電話があり、「注文した覚えはない」と断ると「録音が残っている。忘れていたのではないか」とかなりしつこく勧誘されるといった内容です。

★注文した覚えがなければ一方的に送りつけられても受取拒否して下さい。

★さらに、電話をかけてきた業者、一方的に送りつけられた場合は送り主、それぞれの名称、連絡先などを聞き取りしていただき、是非センターに情報提供して下さい。こうした事例が多く集まると、下記のように国や県が行う行政処分や指導につながります。

- 消費者庁は、主に高齢者宅に電話をかけ、健康食品の電話勧誘販売を行っていた(株)かなめ堂に対して、平成25年2月27日から6ヶ月間の業務停止命令を出しました。当社は、消費者が注文した覚えがないと断っても勧誘を続けたり、認知症の高齢者など、判断力の不足する者に対して勧誘を行っていました。

◎2月には但馬全体で166件の相談・問合せが寄せられました。(4~2月までの累計1,643件)

◎2月の救済額は30件、約1519万円でした。(4~2月までの累計304件、約1億3977万円)

内訳	被害防止	16件	3,588,290円
	交渉	14件	11,603,508円

一人暮らしのお年寄りなど弱い立場の高齢者を消費者トラブルから守るためには  
**家族や地域ぐるみでの見守りが重要!**

ちょっとした異変に気づいてあげることが大切です。



ホットちゃん